

## 平成26年度さいたま市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度さいたま市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	567床
(2) 年	間	入院患者数	169,725人
(3) 年	間	外来患者数	240,462人
(4) 一	日	平均入院患者数	465人
(5) 一	日	平均外来患者数	985人
(6) 主	要	な建設改良事業	
		市立病院ESCO・防災エネルギーセンター更新事業	事業費
			1,501,641千円
		市立病院施設整備事業	事業費
			236,195千円
		医療機器等整備事業	事業費
			476,400千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	病院事業収益	14,665,891千円	
第1項	医業収益	13,460,185千円	
第2項	医業外収益	1,205,704千円	
第3項	特別利益	2千円	
		支	出
第1款	病院事業費用	17,708,466千円	
第1項	医業費用	14,219,231千円	
第2項	医業外費用	490,500千円	
第3項	特別損失	2,992,688千円	
第4項	予備費	6,047千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額961,390千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入	1,500,472千円	

第1項	企業債	1,050,700千円
第2項	出資金	449,630千円
第3項	固定資産売却代金	1千円
第4項	国庫補助金	1千円
第5項	県補助金	140千円

支 出

第1款	資本的支出	2,461,862千円
第1項	建設改良費	2,235,952千円
第2項	企業債償還金	225,910千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額(千円)	年度	年割額(千円)
1 資本的支出	1 建設改良費	市立病院託児棟建設	100,400	平成26年度	25,100
		工事		平成27年度	75,300

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院E S C O・防災エネルギーセンター更新事業	887,000千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
市立病院施設整備事業	163,700千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら

ない。

(1) 給 与 費	9, 8 6 9, 9 8 0 千円
(2) 交 際 費	4 5 1 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3, 6 8 1, 5 4 7千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	超伝導式磁石全身用MR装置	一式

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人